

消防署のマグネット・ドアホルダーに関する見解

マグネット・ドアホルダーを常時閉鎖式、随時閉鎖式の防火戸に使用するにあたり、建築基準法には準拠している確認は取れました。その上でこの度、消防側に確認を取り、合法的に使用可能かの確認を取りました。その結果を下記に記します。

Q) マグネット・ドアホルダーを常時閉鎖式、随時閉鎖式防火戸に合法的に使用する事は可能か？

A) 本製品、マグネット・ドアホルダーを「建築設備」として設置をする場合、消防の管轄外となる。従って「消防法」ではなく、「建築基準法」に基づくものとなるため、建築指導課、主事に確認をするように言われた。逆に「消防設備」として使用する場合は、「消防法」に基づくものとなる。

結論：

マグネット・ドアホルダーを常時閉鎖式、随時閉鎖式の防火戸に使用する際に、「建築設備」として設置をする場合「建築基準法」に準拠する事になる。殆どのケースで、マグネット・ドアホルダーは建築設備に該当するため、消防法の適応外となります。

別紙「マグネット・ドアホルダーの法的根拠」では国土交通省、住宅局、建築指導課への確認結果とその上で合法的に使用が可能であるという根拠内容を記しています。

従いまして、マグネット・ドアホルダーは合法的に使用する事が可能です。

ゴールドマン株式会社
代表取締役 武藤健太郎



GOLDMAN INC.

ゴールドマン株式会社

222-0033 横浜市港北区新横浜3-7-19 3F

☎ : 045-620-8010 FAX : 045-620-8011 ✉ : info@goldman-inc.jp WEB : www.goldmanexa.com